

## 政治資金監査の基本的性格（案）

政治資金監査に関する具体的な指針の検討や政治資金監査制度の運用・実施に当たって踏まえるべき基本原則として、以下のような政治資金監査の基本的性格を定めてはどうか。

### （１）外部性を有する第三者による監査

- ・政治資金監査は、収支報告書のみならず、政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が支出を網羅的に確認する制度
- ・政治団体のすべての支出について、外部的な目で確認されることにより、内部処理により生じうる誤りを防止し、支出の透明性を確保
- ・政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治団体と一定の関係を有する登録政治資金監査人の業務が制限されるもの

### （２）職業的専門家による監査

- ・政治資金監査は、法律、監査及び会計、税務に関する専門家として、高い能力と識見を有する弁護士、公認会計士及び税理士が、政治資金適正化委員会の実施する研修を修了した上で実施
- ・政治資金監査は、これらの職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に監査を行うものであり、質の高い監査とすることが期待されるもの

### （３）会計事務に対する外形的・定型的な監査

- ・政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針に従って、会計帳簿等の書類の記載の整合性等を外形的・定型的に確認する業務
- ・政治資金監査に当たっては、いうまでもなく政治団体の政治活動の自由を尊重することが必要であり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではないもの
- ・政治資金監査の適正さを確保するため、監査は政治団体の事務所において実施し、領収書等の関係書類は実物を確認することが必要

### （４）当事者間の相互信頼に基づく監査

- ・政治資金監査は、登録政治資金監査人と政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて実施される業務であり、監査を効率的かつ効果的に実施するためには、会計責任者の協力が不可欠
- ・各当事者は、双方の義務を果たすべく、相互信頼に基づいて、政治資金監査を円滑に実施することが期待されるもの